

発議案第 5 号

公共交通への支援の強化を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 2 年 9 月 25 日

提出者	盛岡市議会議員	中 村 亨
賛成者	盛岡市議会議員	竹 田 浩 久
〃	〃	神 部 伸 也
〃	〃	村 上 貢 一
〃	〃	鈴 木 俊 祐

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

## 公共交通への支援の強化を求める意見書

鉄軌道・バス・タクシーをはじめとする公共交通は、社会機能・都市機能の維持に必要な不可欠な要員（エッセンシャルワーカー）の移動を支えると同時に、買い物や通院など最低限の日常生活を送るために欠かせない重要な社会基盤です。緊急事態宣言の発令下でも、政府は、市民生活や企業活動に支障が出ないように各交通機関に運行の継続を要請し、事業者も混雑の発生を防止する観点から、安易に大規模な減便・運休をせずに応えてきました。

一方、新型コロナウイルス感染症に伴う休校、外出・移動自粛、テレワークの拡大、各種スポーツ・イベントの中止などの要請により、輸送人員が大幅に減少し、今後の事業の存続にも関わる大きな打撃を受けています。

交通関係の研究者らでつくる「日本モビリティ・マネジメント会議」の調査によると、全国の鉄道やバス・タクシー、旅客船などの事業者に調査した結果、回答があった 436 社のうち約半数が、8月中旬までに事業の継続が困難となると答えています。交通事業者全体の減収は 3.5 兆円に達するとの試算もあります。

公共交通が置かれた状況は、コロナ禍で一変し、交通産業や旅行関連産業への影響は今後数年続くことが予想されるとともに、第二次感染拡大に対する備えも必要となります。

令和 2 年度第二次補正予算では、地域公共交通における感染拡大防止対策として、国費約 138 億円を盛り込むとともに、設備の高度化等にも活用できる地方創生臨時交付金が増額されているものの、必ずしも十分とは言えません。

よって、交通弱者をはじめとする住民の生活にとって不可欠な地域公共交通の崩壊を防ぐため、さらなる公共交通への支援の強化を図るよう、強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 25 日

盛岡市議会